

青森県私立高校生等奨学のための給付金取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県私立高校生等奨学のための給付金給付要綱（平成26年7月10日青森県総務部長決定。以下「給付要綱」という。）第14の規定により、青森県私立高校生等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）に関する事務の取扱いその他給付要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の住所が2以上ある場合の給付金の給付の取扱い)

第2 給付金は、私立高校生等の保護者等の住所が2以上ある場合であって、その住所のいずれかが他の都道府県の区域にあるときは、給付要綱に規定するもののほか、次に掲げる要件の全てに該当する保護者等に対して給付するものとする。

- (1) 県内の区域にある保護者等の住所の世帯に属する者の数が、他の都道府県の区域にある保護者等の住所の世帯に属する者の数以上であること。
- (2) 他の都道府県の区域にある住所の世帯に属する保護者等が当該都道府県の知事に対し、この給付金に類する金銭の給付に関する申請をしないこと。

(給付の申請の期限)

第3 給付要綱第6第1項に規定する別に定める日は、基準日の属する年度の11月末日（家計急変世帯に係る申請の場合にあつては基準日の属する年度の2月末日、災害等による制服の喪失・毀損に係る申請の場合にあつては随時）とする。

(給付の申請に関する取扱い)

第4 給付要綱第6の規定にかかわらず、保護者等は、私立高校生等が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等に在学している場合にあつては、知事に対し、給付金の給付の申請を直接行うことができるものとする。

(給付の申請に係る添付書類に関する取扱い)

第5 給付要綱第6の規定にかかわらず、県内に高等学校等を設置する者は、その設置する高等学校等に在学する高校生等に係る在学証明書を当該高等学校等の長から直接徴取するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県内に高等学校等を設置する者は、別に定めるところにより、保護者等が行う給付金の給付の申請に係る添付書類の一部の徴取を省略することができる。

(授業料以外の教育費との相殺に関する取扱い)

第6 保護者等は、給付要綱第8の規定による給付金の受給の委任を希望するときは、学校設置者又は学校長に対し、委任状（様式第1）を提出するものとする。この場合において、委任状の提出を受けた学校設置者又は学校長が、知事に対し、当該委任状及び申出書（様式第2）を提出したときは、当該学校設置者又は学校長が当該保護者等に代わって給付金を受領することができる。

(新入生に対する一部給付の早期化に関する取扱い)

第7 別紙1に定めるところによるものとする。

(家計急変世帯への支援に関する取扱い)

第8 別紙2に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月14日から施行し、令和5年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月8日から施行し、令和7年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 2 4 日から施行し、令和 8 年度分の給付金の給付から適用する。

新入生に対する一部給付の早期化について

1 概要

低所得世帯等の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、新入生に対する4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の早期給付を実施するものである。

2 早期給付の補助対象となる世帯について

(1) 世帯区分1の世帯の新入生について

① 4～6月分相当額の早期給付を行う場合は、給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号の表に定める世帯区分1の世帯であることについて、4月1日現在の生業扶助の措置状況を証明書により確認し、給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号の表に定める額に4分の1を乗じた額を給付することとする。

② 7～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）として給付する額は、7月1日現在の生業扶助の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 給付要綱第4第1項に定める世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4又は附則第3項第1号に定める世帯区分2である世帯の新入生について

① 4～6月分相当額の早期給付を行う場合は、給付要綱第4第1項の表に定める世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4の世帯又は附則第3項第1号の表に定める世帯区分2の世帯であることについて、4月1日現在の状況及び前年度の課税証明書等により確認し、給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号の表に定める世帯の区分に応じた額に4分の1を乗じた額を給付することとする。

② 7～3月分相当額として給付する額は、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

③ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、所得割合算額が給付要綱第4第1項の表に定める世帯区分2、世帯区分3若しくは世帯区分4又は附則第3項第1号の表に定める世帯区分2でないことを理由に給付金の対象とならないとされた世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合には、家計急変世帯への支援の対象とする。この場合における給付金の額（年額）は、4～6月分相当額及び別紙2の2（3）①ii)による額の合計額とする。ただし、給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号の表に定める給付金の額を上限とする。

例) 4月に前倒し給付を受給したが、7月に年額給付の対象外となった者が、
10月から家計急変支援を受ける場合※以下は世帯区分2の世帯に該当する場合の例

○私立全日制高校に在学している場合

・4～6月分相当額（私立（全日制））

→ $152,000 \text{ 円} \times 1 / 4$ （4～6月分相当額）＝38,000 円 … ①

・10月～翌年3月分（私立（全日制））

→ $152,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{ 月}$ ＝76,000 円 … ②

①＋②＝114,000 円 < 152,000 円（給付要綱第4第1項の表に定める給付金の額（年額））のため、家計急変支援としては、76,000 円を給付

○9月に私立全日制高校から私立通信制高校に転学した場合

・4～6月分相当額（私立（全日制））

→ $152,000 \text{ 円} \times 1 / 4$ （4～6月分相当額）＝38,000 円 … ①

・10月～翌年3月分（私立（通信制））

→ $52,100 \text{ 円} \times 6 \text{ 月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{ 月}$ ＝26,050 円 … ②

①＋②＝64,050 円 > 52,100 円（給付要綱第4第1項の表に定める給付金の額（年額））のため、家計急変支援としては、 $52,100 \text{ 円} - 38,000 \text{ 円} = 14,100 \text{ 円}$ を給付

（3）給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については給付金の通常取扱いと同様とする。

この場合において、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4月1日現在の状況によることとする。

家計急変世帯への支援について（案：世2～4対象）

1 概要

家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、給付金の給付額に反映されるまでの間、支援を実施する。

2 家計急変の補助対象となる世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、給付要綱第4第1項の表に定める所得割合算額が世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4に相当すると認められる世帯また、給付要綱附則第3項第1号の表に規定する世帯区分2の世帯を対象とし、取扱いについては次のとおりとする。
- (2) 給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号の表に定める世帯区分1の世帯は、補助対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は、申請者からの誓約書により行う。
- (3) 給付額及び家計の状況の確認

① 新入生に対する早期給付を行わない場合及び在校生の場合

- i) 7月1日までに家計が急変し、給付金の給付の通常の申請の期限までに申請のあった者には、給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号の表に定める額を給付する。
- ii) 7月2日以降に家計が急変し、翌年2月末日までに申請のあった者には、給付要綱第4第1項の表又は附則第3項第1号に定める額に基づき、申請のあった翌月以降（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の月数に応じて算定した額を給付する。ただし、家計急変の発生した日が、確認書類等によって把握できる場合は、当該日の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。
- iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）の場合

※以下は、家計急変後の収入状況が世帯区分2に相当すると認められた場合の例

- 7月1日までに家計が急変し、申請のあった者（iに該当する者）
→152,000円（年額）を給付
- 9月に家計が急変し、申請のあった者（iiに該当する者）
→152,000円×6月（10月～翌年3月）／12月＝76,000円を給付

② 新入生に対する早期給付を行う場合

- i) 4月1日までに家計が急変し、4～6月分相当額の給付の申請の期限までに申請のあった者には、給付要綱第4第1項又は附則第3第1号の表に定める額に4分の1を乗じた額を給付する。
- ii) 4月2日以降に家計が急変した者には、①と同様の取扱いにより給付する。
- iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）の場合

※以下は、家計急変後の収入状況が世帯区分2に相当すると認められた場合の例

- 4月1日までに家計が急変し、申請のあった者（iに該当する者）
→152,000円×1／4（4～6月分相当額）＝38,000円を給付
※7～3月分相当額は、7月1日時点の状況に基づき改めて申請を受け、判定
- 4月2日以降、7月1日までに家計が急変し、申請のあった者（iiに該当する者）

→152,000 円（年額）を給付

※早期給付は実施せず、①と同様の取扱いにより給付。7 月 2 日以降に家計が急変した場合も同様

- ③ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、上記①、②の金額に次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定める金額を加算することができる。また、給付要綱附則第 3 項第 1 号に規定する世帯については、当該災害等につき 1 回に限り、上記①又は②の金額に 81,000 円を加算することができる。

世帯の区分	給付額
世帯区分 2	81,000 円
世帯区分 3	27,000 円
世帯区分 4	20,250 円

- (4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については、給付金の通常の取扱い（新入生に対する早期給付を行う場合は、早期給付の取扱い）と同様とする。

この場合において、7 月 1 日現在の状況によることとしているものについては、原則として、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月の 1 日現在の状況によることとする。なお、2.（3）③の場合において、災害等が発生した日が 7 月 2 日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月）の 1 日現在の状況によることとする。

【参考】家計の状況の確認方法の例

(1) 提出書類

①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

例) 課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）

(2) 収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

＜所得割合算額の見込が非課税の世帯の例＞

世帯構成	年収見込
3 人世帯	2,216,000 円未満
4 人世帯	2,716,000 円未満
5 人世帯	3,216,000 円未満
6 人世帯	3,704,000 円未満

7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。
- ・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

家計急変発生後3か月間の平均給与月額 ×12 月